

令和元年12月19日

平成30年度債権管理・回収等検証委員会報告を受けた 日本学生支援機構の令和元年度の取組について

返還促進策の取組(1/3)

	平成30年度債権管理・回収等検証委員会報告(提言)	平成30年度債権管理・回収等検証委員会報告を受けた令和元年度の機構の取組
<p>1 第4期中期目標期間に実施を検討する施策について</p> <p>ア. コンビニ払いの拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座未加入者の主な支払方法である払込票による金融機関窓口での払込みでは、入金把握に時間がかかる場合があることから、入金情報の早期把握が出来ず、延滞解消の対策が後手に回り、延滞の解消が遅延している可能性がある。このため、口座未加入者や初期延滞者に対して、適時に入金の把握が可能となる支払方法を導入し支払方法の改善を図る必要がある。現在、機構において払込票による「コンビニ払い」の拡充について検討されており、その実現が望まれるところである。 ● 「コンビニ払い」は、スマートフォンのアプリ等の利用により紙媒体をほとんど使用しないことも可能となるため、機構や返還者双方の負担の軽減にもつながることが期待できる。 ● 現状における決済方法においては種々の規格が登場しており、導入に際しコスト等を考慮すると、引き続き新しい支払方法について検討していく必要があると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入金反映迅速化を図るためのコンビニ収納の2020年10月からの導入に向け、収納代行業者への手数料、専用回線、返還者への周知のための費用等の経費を令和2年度の概算要求事項として提出した。 ・コンビニ収納の導入にあたり、システム改修やコンビニ代行業者の要件を取りまとめ、収納代行業務の調達を行い、業者を決定した。 ・コンビニ収納の導入に向けて、返還者への周知を令和元年12月から開始した。

	平成30年度債権管理・回収等検証委員会報告(提言)	平成30年度債権管理・回収等検証委員会報告を受けた令和元年度の機構の取組
<p>1 第4期中期目標期間に実施を検討する施策について</p> <p>イ. スカラネットパーソナルのアプリ化の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生層のスマートフォン利用率の高さと利便性向上のための機能の拡張性を考慮して、スカラネットパーソナルのアプリ化について検討を進める必要があると考える。 ● アプリ化の検討にあたっては、スカラネットパーソナルが在学中の継続願の提出(適格認定)においても利用されていることから、学校の事務処理負担軽減の観点も取り入れることが望まれる。 ● アプリ化により実現可能なプッシュ通知機能等を用いて口座引落日や延滞情報等を通知することにより、機構は能動的に情報発信することができることから、回収施策においても有効的だと考えられる。 ● 手続きの電子化等も可能になると思われることから、検討にあたっては機能の拡張性も考慮して検討することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スカラネットパーソナルをスマートフォン画面で最適化して表示できるよう改修した。(令和元年4月) ・スカラネットパーソナルのアプリ化による本人認証機能及び届出機能の改善、プッシュ型通知の実装等について、引き続き検討を進めていく予定である。

	平成30年度債権管理・回収等検証委員会報告(提言)	平成30年度債権管理・回収等検証委員会報告を受けた令和元年度の機構の取組
<p>1 第4期中期目標期間に実施を検討する施策について</p> <p>ウ. 本人、連帯保証人、保証人以外の第三者(親族等)への情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構のコールセンターへ本人、連帯保証人、保証人以外の第三者から返還状況に関する問い合わせがきたとしても、個人情報保護の観点から回答できない。しかし、債務者ではない第三者であっても、親や配偶者の場合には本人の代理であったり、機構からの通知等への不安から電話での照会を行われたりすることがある。第三者からの照会は無延滞者からの方が多く入り、機構からの通知等を工夫することで照会が減る可能性があり、理解しやすい通知文等について検討されることが望まれる。 ● 本人から情報を確認してもらうことへ誘導することが可能と考えられるが、督促等の通知の場合であれば現在の状況を確認したいという思いについては理解できる。返還状況等を第三者に開示するための開示可能な開示先や情報の範囲およびそのために必要な手続きについて、個人情報保護法等との法的な整理を踏まえて検討することが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知文の内容の改訂については、本年度すでに振替案内については、対応済みであり、そのことにより第三者からの照会件数が減少した。 具体的には、「奨学金返還の振替案内」という通知文のタイトルを「奨学金返還の振替案内(残額のお知らせ)」に変更し、延滞解消や振り込みを求める通知ではないことが分かるようにした。 「奨学金の返還開始のお知らせ」の通知文にはQRコードを活用し、機構ホームページへのアクセスを誘導するよう工夫している。 その他の通知文についても、引き続き内容の検討をしていく。 ・ 第三者への情報提供については、個人情報保護の観点より慎重に協議を進めていく予定である

<「奨学金返還の振替案内」の変更前後を比較>

【前提】

・「奨学金返還の振替案内」とは、返還残額等の返還状況をお知らせする目的で、年1回送付している通知である。

【主な変更点】

- ・振替案内の趣旨を明記した。(返還の督促ではなく、残高のお知らせであること)
- ・返還者により読んでもらえるように、全体的に記載を簡略化した。

表面 変更前(2019/3発送分まで)

奨学金返還の振替案内

奨学金の返還は、本年も引き続きご指定の預金者口座から振替いたしますのでお知らせします。
記載の内容については、

●下表の奨学生番号の「返還誓約書(借用証書)」の提出が確認できておりません。必要書類を添付し本機構に提出してください。

氏名		
現在の振替口座 登録内容	取扱金融機関	
	口座番号	
	口座名義人	

【ご存知ですか】
平成26年4月から、減額返還・返還期限猶予制度の条件が緩和されました。
詳細は本機構ホームページをご覧ください。

※個人情報保護のため、口座番号を一部非表示にしています。

奨学生番号	借入金額 割賦方法	返還残元金	約定残利息	次回振替日	次回振替額(含利息)	年利率
		上記合計		最終振替予定年月日	残回数	金利の種類

(*) …平成11年3月以前に奨学生として採用された方の利率は、奨学金の交付日の適用利率を利率ごとに加重平均したものととなります。
また、平成11年4月以降平成19年3月以前に奨学生として採用された方の利率は、口座への入金日の適用利率を利率ごとに加重平均したものととなります。

【注意事項】

1. 次回の振替額分を含む返還残元金・約定残利息(第二種奨学金の場合)をお知らせしますのでご確認ください。なお、月賦・半年賦併用返還の場合は月賦・半年賦の合計額になっています。また、利率見直し方式を選択している場合は、おおよそ5年ごとに利率の見直しがありますが、現在の利率で計算した金額を記載しており、実際の金額とは異なる場合があります。
 2. 月賦・半年賦併用返還の場合は、1月・7月は半年賦分の返還月のため振替額が他の月の約7倍となります。ご注意ください。
 3. 現在、在学中の場合は「在学届」を提出してください。
 4. 減額返還または返還期限の猶予については、裏面の2ページ目をご覧ください(返還期限の猶予等が適用された場合、「最終振替予定年月日」は変更となります)。
- ※ 「返還誓約書(借用証書)」の提出がない場合、返還に係る手続き(返還期限猶予等)の際に申請ができない等の不利益を被る場合があります。
- ※ 平成21年3月以前に奨学金の貸与を終了した方のうち、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を提出していない方についても、個人情報情報機関に関する制度の趣旨を理解され、同意いただける方につきましては、同意書の提出をお願いしています。詳細は、日本学生支援機構ホームページにて確認してください。
- ※ 繰上返還を希望される場合は、日本学生支援機構までご連絡ください(繰上返還に伴う手数料はかかりません)。なお、繰上返還を利用した場合、「最終振替予定年月日」及び「残回数」は変更となります。第二種奨学金の場合には、「約定残利息」についても変更となります。
- ※ 繰上返還・各種申込書・届出・願出用紙については、日本学生支援機構ホームページを参照してください。(0846)

奨学金返還の振替案内（残額のお知らせ）

重要なお知らせ

2019年4月分の振替日は、連休のため5月7日(火)となります。残高不足にご注意ください。

奨学金の返還は、本年も引き続きご指定の口座から振替いたしますのでお知らせします。記載の内容については、

●下表の奨学生番号の「返還誓約書（借用証書）」の提出が確認できておりません。必要書類を添付し本機構に提出してください。

奨学生氏名			
現在の振替口座 登録内容	取扱金融機関		
	口座番号		
	口座名義人		

※個人情報保護のため、口座番号を一部非表示にしています。

奨学生番号	借入金額	返還残元金	約定残利息	次回振替日	次回振替額（含利息）	年利率
	割賦方法	上記合計		最終振替予定年月日	残回数	金利の種類

【金利の種類（第二種奨学金の場合）】

- 平成11年3月以前に奨学生として採用された方の利率は、奨学金の交付日の適用利率を利率ごとに加重平均したものととなります。また、平成11年4月以降かつ平成19年3月以前に奨学生として採用された方の利率は、口座への入金日の適用利率を利率ごとに加重平均したものととなります。
- 利率見直し方式を選択している場合は、およそ5年ごとに金利が見直されますが、現在の利率で計算した金額を記載しており、実際の金額とは異なる場合があります。

（注意事項）

- 「奨学金返還の振替案内」は、通知作成時点で延滞なく口座で返還している方に、年1回、次回の振替額分を含む返還残元金・約定残利息（第二種奨学金の場合）等をお知らせするものです。返還の督促ではありません。
- 月賦・半年賦併用返還の場合、1月・7月は半年賦分の返還月のため振替額が他の月の約7倍となります。
- 返還中の各種手続きについては表面に記載していますので、ご確認ください。

- ※ 「返還誓約書（借用証書）」の提出がない場合、返還に係る諸手続き（返還期限猶予等）の際に申請ができない等の不利益を被る場合があります。
- ※ 平成21年3月以前に奨学金の貸与を終了した方のうち、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」を未提出の方についても、個人情報情報機関に関する制度の趣旨を理解され、同意いただける方につきましては、同意書の提出をお願いしています。

上記の詳細は、日本学生支援機構ホームページで確認してください。 URL:<https://www.jasso.go.jp/>

(U845)

<「返還開始のお知らせ」の変更前後を比較>

【前提】

・「返還開始のお知らせ」とは、学校長及び機構理事長名の連名で、返還開始の前月に発送している通知である。

【主な変更点】

- ・機構HPおよびスカラネット・パーソナルのQRコードを新規掲載した。
- ・返還者により読んでもらえるように、全体的に記載を簡略化した。

表面 変更前(2019/8発送分まで)

日本学生支援機構奨学金の返還開始のお知らせ

_____には、ご健勝でお過ごしのことと存じます。

さて、あなたが在学中に日本学生支援機構から貸与された奨学金については、
_____月から返還が開始となります。あなたの返還金は直ちに後輩への学資金として運用されます。返還が約束どおり実行されないと、奨学生の採用に支障をきたします。確実に返還の義務を果たしていただくようお願いいたします。

本通知は、これから返還開始となる皆様に送付しております。

なお、「口座振替（リレー口座）の加入手続き」および「返還誓約書の提出」が確認できておりませんので、裏面の記載内容を確認のうえ手続き願います。

※すでに口座振替の加入手続きを行っている場合、または返還誓約書を提出済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

(KTM6)

表面 変更後(2019/9発送分～)

日本学生支援機構奨学金の返還開始のお知らせ

_____には、ご健勝でお過ごしのことと存じます。

さて、あなたが在学中に日本学生支援機構から貸与された奨学金は、_____月から返還が開始となります。あなたの返還金は直ちに後輩の奨学金となります。奨学生の採用に支障をきたさないよう、約束どおりの返還をお願いします。

返還が困難になった場合は、必ず日本学生支援機構に連絡し、ご相談ください。

本通知は、これから返還開始となる皆様に送付しております。

【口座振替（リレー口座）の加入手続きが確認できておりません】
同封の「口座振替（リレー口座）加入申込書」で至急手続きをしてください。
...>>日本学生支援機構の奨学金は、口座振替で返還することになっています。
...>>口座の加入手続きが完了するまでは、1～2ヶ月程度かかります。
【返還誓約書の提出が確認できておりません】
必要事項を記入し、至急提出してください。
...>>提出先：貸与を受けた学校または日本学生支援機構。
...>>提出しないと、滞り返還制度を利用できない等の不利益を被る場合があります。
※本通知は、右上の作成日時点の状態で作成しております。
口座加入手続き済みの場合、返還誓約書を提出済みの場合、その他各種手続き済み（返還期限猶予、繰上返還の手続き済み等）の場合は、行き違いですのでご了承ください。

(KTM6)

裏面 変更前(2019/8発送分まで)

【返還誓約書の提出について】あなたの返還誓約書の提出が確認できていません。

返還誓約書は借入金額と保証関係および今後の返還方法を確認するための重要な書類です。
提出しないと返還に係る手続き(返済期限猶予等)の申請ができない等の不利益を被る場合があります。
※至急、必要書類を添えて、奨学金の貸与を受けた学校の窓口または日本学生支援機構に返還誓約書を提出してください。

【口座振替(リレー口座)加入手続きについて】あなたの加入手続きが確認できていません。

日本学生支援機構の奨学金は、口座振替で返還することになっています。
※至急、同封の口座振替(リレー口座)加入申込書で加入手続きをしてください。

【返還が困難な場合について】

災害・病気・失業・経済困難などで返還が困難な場合には、所定の様式(事由により必要書類を添付)及びマイナンバーを封出し、日本学生支援機構に願い出ることによって以下の制度が適用されることがあります。1年ごとの願い出が必要です。制度利用条件等は下記日本学生支援機構のホームページもあわせてご覧ください。
(制度利用にあたっては返還誓約書の提出が必要です。)

- ・減額返還制度
当初約束したとき賦金が1/2又は1/3に減額され、適用期間に応じた分の返還期間が延長されます。返還総額は変わりません。
・返還期限猶予制度
返還金の支払期限が猶予され、その期間中は督促も行われません。

【マイナンバー(個人番号)の提出について】

日本学生支援機構では各種手続きにおいて、マイナンバーの利用を開始しています。マイナンバーの提出により、減額返還制度及び返還期限猶予制度等の利用の際に必要な書類の一部が省略できます。

【延滞した場合について】

人的保証選択者の場合には、本人だけでなく連帯保証人・保証人への督促や法的手続きが、機関保証選択者の場合には、本人へ督促のうえ代位弁済後保証機関により法的手続きがとられます。なお、延滞期間等に応じて延滞金が賦課されます。

< 個人情報情報機関への登録について >

延滞が3ヶ月以上になると、個人情報情報機関に延滞者として登録されます。クレジットカードが使えなくなったり、ローンが組めなくなる場合がありますのでご注意ください。なお、一度個人情報情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から5年後に削除されます。

日本学生支援機構では、返還に関する手続き等に関して、ホームページにこれから奨学金の返還を始める皆様のためのサイトを開設しておりますので、「返還のてびき」とあわせてご覧ください。各種届出用紙のダウンロードもできます。

(ホームページアドレス https://www.jasso.go.jp)

※ 返還に関しては、上記のホームページをご覧いただく他、下記までお問い合わせください。

電話によるご相談・お問い合わせ 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話(ナビダイヤル・全国共通) 0570-666-301
◇海外からの電話 一部携帯電話 一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100
◇奨学生本人(または連帯保証人、保証人)からお問い合わせください
(これら以外の方からのお問い合わせについては、お答えできない場合があります。)

(KTM6)

裏面 変更後(2019/9発送分～)

< 在学中の場合 >

JASSO 在学猶予



願出により、在学中は返還金の支払期限を先に延ばすことができます。
スカラネット・パーソナルから手続き可能です。

< 返還が難しいとき(病気、失業など) >

JASSO 返還が難しいとき



願出により下記の救済制度が適用されます。(※適用条件あり)
願出する際はマイナンバーの提出が必要です。(証明書類の提出を一部省略できます。)
◇減額返還制度
毎月の返還金額を1/2または1/3に減額することができます。
返還期間は延長となりますが、返還総額は変わりません。
◇返還期限猶予制度
返還金の支払期限を先に延ばすことができます。返還総額は変わりません。

< 延滞した場合 >

JASSO 延滞した場合



あなた、連帯保証人、保証人へ督促を行います。(※人的保証を選択している場合のみ)
なお、延滞期間等に応じて延滞金が賦課されます。
延滞が3ヶ月以上になると、個人情報情報機関に延滞者として登録される対象となります。

< 返還に関する情報確認したいとき >

◇スカラネット・パーソナル

返還に関する情報(返還残額、返還口座等)の確認や、住所変更の届出、繰上返還の申込等ができます。
URL https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/



◇日本学生支援機構ホームページ

各種手続き方法やよくあるご質問等を掲載しています。
また、各種届出用紙をダウンロードできます。
URL https://www.jasso.go.jp/



◇電話によるご相談・お問い合わせ

日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301(ナビダイヤル・全国共通)
月～金曜日 9時00分～20時00分(土日祝日、年末年始を除く)

※あなた(または連帯保証人、保証人)からお問い合わせください。
上記以外の方からのお問い合わせについては、お答えできない場合があります。
※海外からの電話 一部携帯電話 一部IP電話 専用ダイヤル:03-6743-6100

(KTM6)